

「農福連携障がい者チャレンジ事業」の概要

島根県障がい者就労事業振興センター

1. 目的

ファーストステップとしての農作業体験を支援。施設外就労の形態を通して農作業実習を行うことで受入れ事業主の負担軽減を図り、施設外就労及び障がい者に対する理解を深めるとともに、実施事業所支援員の農作業指導力及び障がい者の農作業能力の向上を図り、農作業の施設外就労の定着・拡大を促進する。

2. 内容

(1) 農作業実習の実施

- ①農作業実習申込書に基づき、農作業実習を実施
- ②支援員が必ず実習生に同行し、実習を管理・指導

(2) 農作業実習手当の支給

- ①農作業実習に対し、実習対策費（1人あたり1,800円/日）を支給
- ②1作業種目につき5日以内とし3作業種目を上限
- ③1日の農作業実習時間は2時間以上、5時間以内
- ④1ユニット当たり、支援員1名に対し実習生3名まで。

3. 令和3年度の事例

(1) 加工用ミニトマト調製



(2) ぶどう（デラウェア）花かす落とし



HPの動画も
参考にしてく
ださい。



<http://shimane-noufuku.net/>

<お問い合わせ>

島根県障がい者就労事業振興センター農福連携コーディネーター 山本・宮廻

TEL: 0852-67-2671 FAX: 0852-67-2672